別表　原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（技術基盤課の所掌事務） **第五条**　技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　原子力事故による災害の防止及び放射線による障害の防止に関する事務のうち技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 （放射線防護企画課の所掌事務） **第六条**　放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（技術基盤課の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～ニ　略］ 二　［略］ 三　前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（総務課、監視情報課及び安全技術管理官の所掌に属するものを除く。）。 ［四・五　略］ 六　第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に関すること（監視情報課、安全技術管理官及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く。）。 （安全技術管理官の職務） **第九条**　安全技術管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 ［一・二　略］ 三　原子力事故による災害の防止及び放射線による障害の防止に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。 （企画官及び首席技術研究調査官） **第十六条**　技術基盤課に、企画官一人及び首席技術研究調査官一人を置く。 2　［略］ 3　首席技術研究調査官は、命を受けて、技術基盤課の所掌事務のうち、技術に対する科学的評価並びに研究の動向の分析及び調査その他専門的事項に関する事務を行う。 （経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官） **第十九条**　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十二人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。 ［2～5　略］	（技術基盤課の所掌事務） **第五条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　原子力事故による災害の防止及び放射線による障害の防止に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。 （放射線防護企画課の所掌事務） **第六条**　放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 ［イ～ニ　同上］ 二　［同上］ 三　前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（総務課、技術基盤課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。）。 ［四・五　同上］ 六　第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に関すること（技術基盤課、監視情報課及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く。）。 （安全技術管理官の職務） **第九条**　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ （企画官） **第十六条**　技術基盤課に、企画官一人を置く。 2　［同上］ ［項を加える。］ （経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官） **第十九条**　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十二人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。 ［2～5　同上］